

事業者向けFAQ（よくある質問） 【第6版】

※本資料は、平成26年10月にお示ししたものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。

※第5版に一部修正、追記したものについては【追記】、今回追加した問については【追加】と表示しています。

※公定価格については、このFAQの他、「公定価格に関するFAQ」を作成しておりますので、併せてご参照下さい。

※また、『「放課後子ども総合プラン」等に係るQ&A』も作成しておりますので、併せてご参照下さい。

平成27年1月

目 次

【幼稚園に関すること】 P. 1 ～

- Q 1) 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。
- Q 2) 新制度に入らない(施設型給付を受けない)私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実は、私学助成についても実施されるのでしょうか。
- Q 3) 子ども・子育て支援新制度の施行時には、私学助成を受ける幼稚園として残り、数年後に施設型給付を受ける選択をすることは可能でしょうか。
- Q 4) いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。
- Q 5) 公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。
- Q 6) 公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付額を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。
- Q 7) 現在、2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要はありますか。
- Q 8) 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースがあるのでしょうか。
- Q 9) 私立幼稚園の利用者負担はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。
- Q 10) 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。【追記】
- Q 11) 幼稚園及び認定こども園において、利用者負担が徴収できなかった場合、減収分の補填は行われるのですか。徴収できない場合の代行徴収は、具体的にどのような仕組みとなるのでしょうか。
- Q 12) 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも

移行できるのでしょうか。

Q 1 3) 教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、全国统一費用部分（国、地方が費用の2分の1ずつを負担）と地方単独事業部分（地方が費用の全額を負担）を組み合わせることとされていますが、地方単独事業部分を含め、確実に給付がなされるのでしょうか。

Q 1 4) 1号認定子どもについては、現在幼稚園が行っている翌日の準備や研修など、教員が幼児教育の質の維持、向上に充てる時間の確保ができるような公定価格の設定となるのでしょうか。

Q 1 5) 新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。【追記】

Q 1 6) 幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

Q 1 7) 幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

Q 1 8) 幼稚園での3歳未満児の受け入れはどのような扱いとなりますか。

Q 1 9) いわゆる附則6条園（旧102条園）はどうなるのですか。施行時に「みなし確認」を受けなければ、給付対象にならないのでしょうか。

Q 2 0) 施設型給付を受ける私立幼稚園に対する国の私学助成の取扱いはどうなるのでしょうか。

Q 2 1) 施設型給付を受ける場合の会計監査はどのような扱いとなりますか。

Q 2 2) 新制度に入って施設型給付を受ける場合であっても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことはできますか。教育内容に制約を受けることはありますか。

Q 2 3) 私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。

Q 2 4) 各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則（園則）を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 20 条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。

Q 2 5) 定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過についても、保育所と同様に取り扱われるのですか。【追記】

Q 2 6) 2号認定子どもが幼稚園に入り、特例給付を受ける場合の利用者負担額はどのようになるのでしょうか。

Q 2 7) 入園料は、上乗せ徴収として月々の徴収でも、一度の徴収でも良いとされていますが、これまで入園時に一括徴収していた幼稚園が施設型給付に移行した場合、入ってきた年度によって、既に払っている子と月々徴収する子と、同一園で入った年度で徴収方法を変えても良いのでしょうか。

Q 2 8) 2号認定を受けた場合でも、幼稚園に入ることはできるのでしょうか。

Q 2 9) 認可定員を超過している私立幼稚園への対応について、平成 26 年 9 月 4 日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料 2 の取扱い (A~C) 以外の取扱いは認められないのでしょうか。これよりも厳しい減算措置や、逆に緩やかな減算措置は可能なのでしょうか。私立幼稚園は認可定員を遵守することが原則ですが、新制度でその取扱いは変わったのでしょうか。また、この取扱いは、私立保育所にも適用して良いのでしょうか。【追記】

Q 3 0) 幼稚園、認定こども園の 1号認定子どもについて、利用定員を超過する申込みがあった場合の選考基準はどのようなものですか。また、選考基準はあらかじめ定めておく必要はありますか。

Q 3 1) 幼稚園や認定こども園が公認会計士等による外部監査を受ける場合でも、市町村からの監査を二重に受けないといけないのでしょうか。

Q 3 2) 新制度に入らない（確認を受けない）ための手続きはどのようにすればよいのでしょうか。

Q 3 3) 新制度施行当初は確認を受けずに私学助成を選択した私立幼稚園が、次年度以降に新制度への移行を希望する場合の手続きはどうなりますか。

Q 3 4) 幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、事業実施場所については別棟、もしくは園舎内であっても幼稚園とは区分された部屋で行う必要がありますが、当該幼稚園が小規模保育事業の連携施設となる場合であっても、上記と同様の取扱いになるのでしょうか。【追加】

Q 3 5) 幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、土曜日は閉園して年間 250 日開園とする取扱いは可能でしょうか。【追加】

Q 3 6) 私学助成の子育て支援活動の推進について、新制度に移行した場合はどうなりますか。【追加】

【保育所に関すること】 P. 18 ~

Q 1) 新たな幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。【追記】

Q 2) 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも 1 号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1 号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。

Q 3) 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とするこどもについても直接契約となるのですか。

Q 4) 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

Q 5) 保育短時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

Q 6) 現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定を受けることは可能でしょうか。

Q 7) 保育短時間認定の要件に該当する子どもについては、新制度の施行の時点で在園している子どもに限り、市町村が必要と認める場合には保育標準時間認定として差し支えないとする経過措置が認められていますが、当該経過措置の適用を受ける子どもの弟妹が入園する場合の認定の取扱いはどうなりますか。【追加】

Q 8) 保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して 8

時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどうなるのでしょうか。【追記】

Q 9) 保育短時間認定の子どもの保育時間については、施設で定めることとされていますが、その設定の仕方として、子どもの生活リズムや経験活動の保障、保護者の多様な就労時間への対応などの観点から、短時間認定に係る保育時間の中に6～7時間程度の基幹となる時間を設け、その前後1～2時間を個別に対応する形で設定することは可能でしょうか。【追加】

Q 10) ①例えば1日8時間・1か月14日勤務の場合のように、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となりますが、勤務日によっては8時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、延長保育料が発生することになるのでしょうか。保育標準時間認定を受けることは可能でしょうか。

②また、例えば1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯（例えば午前9時～午後5時）を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。

③この他、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を必要とする時間帯がまちまちな場合はどうでしょうか。【追記】

Q 11) 保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどうなるのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどうなるのでしょうか。

Q 12) へき地保育所に対する現行のような補助はなくなるとのことですが、認可化が困難な場合はどうするのですか。

Q 13) 新制度の施行に伴い、保育認定対象児童については、現に保育所や認定こども園に入所している児童も含め、利用調整の対象になるのでしょうか。利用調整の結果、保育の必要性がより高い入所希望の児童を入所させるため、退園を求められる可能性はあるのでしょうか。

認可外保育施設が認可施設や事業に移行した場合における当該在園児についてはどうでしょうか。【追加】

【認定こども園に関すること】 P. 24 ~

- Q 1) 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。
- Q 2) 現在、幼保連携型認定こども園で、満3歳以上の保育に欠ける子どもの定員を設定していない場合、2号定員を設定しないままでも、27年4月から、新幼保連携型認定こども園に移行することはできますか。
- Q 3) 幼稚園型認定こども園については、2号定員を設定することは必要ですか。
- Q 4) 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。
- Q 5) 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで、学級を分ける幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。
- Q 6) 幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要がありますか。また、行う場合、公定価格は、現行2歳児または3歳児のいずれの水準となるのですか。
- Q 7) 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。
- Q 8) 今回、幼稚園の公定価格上の職員配置基準として、4・5歳児については30：1、3歳児については20：1とする方針が示されましたが、従来、35：1と定められていた認定こども園の短時間利用児の職員配置基準の取扱いはどうなるのですか。【追記】
- Q 9) 幼保連携型認定こども園とそれ以外の種類の認定こども園では公定価格に差は出るのですか。
- Q 10) 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。
- Q 11) 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。

Q 1 2) みなし認可を受けることとなる現行の幼保連携型認定こども園で「幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園・△△保育園」と名乗っている園は、単一の施設に移行することによって現状どおりの名称を名乗ることは認められなくなるのでしょうか。

Q 1 3) 学校法人及び社会福祉法人により現行の幼保連携型認定こども園を設置している場合、新制度の施行までに法人を一本化する必要があるため、どちらかの法人に幼稚園又は保育所を事業譲渡する必要がありますが、その際の転籍する職員の退職金はどうなるのですか。【追記】

Q 1 4) 幼保連携型認定こども園においては、3歳未満の子どもの保育を担当する職員も保育教諭でなければならないのでしょうか。

Q 1 5) 幼稚園教諭の免許更新の手続きを行っていない幼稚園教諭の取扱いはどうなりますか。新制度移行に伴う経過措置は講じられますか。

Q 1 6) 幼稚園教諭免許の二種免許状のみ所有している者は、幼保連携型認定こども園の園長にはなれないのでしょうか。

Q 1 7) 認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。

Q 1 8) 遠隔地に分園を持っている法人が幼保連携型認定こども園になる際の分園の取扱いはどうなりますか。

Q 1 9) 各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成（一般補助）や保育所運営費は受けられますか。

Q 2 0) 減算調整されるのは、施設全体の利用定員が 120%以上の場合か、それとも 1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。

また、減算するのは 120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。

（例：認定こども園の施設全体で 100 人利用定員のところ、2 年間 130%の実利用がある。

1号は定員どおり 30 人、2号は定員 40 人のところ 52 人、3号は定員 30 人のところ 48 人いる場合）【追記】

Q 2 1) 認定こども園を利用している保護者の就労状況が変化し、2号認定から 1号認定に変更になった場合、1号認定から 2号認定に変更になった場合、それぞれどのような取扱

いとなりますか。利用定員に空きがない場合には、退園しないといけないのでしょうか。

Q 2 2) 保育教諭に対する教育公務員特例法に基づく新規採用者研修及び10年経験者研修については誰が実施主体になるのですか。その内容や方法については、国が方針やモデル等を示す予定はあるのですか。また、今まで保育士として勤務していた職員が新たに保育教諭となった場合、新規採用者研修を受ける必要はあるのですか。

Q 2 3) 幼保連携型認定こども園になった場合、原則として11時間開園、土曜日開園することが必要とのことですが、土曜日も必ず11時間開園しなければならないのでしょうか。

Q 2 4) 認定こども園のみを設置する社会福祉法人について、評議員会を設置する必要がありますか。

Q 2 5) 認定こども園で3号定員を設定せず、満3歳に達した1号子ども・2号子どもを年度途中で随時受け入れる場合、外部搬入により食事を提供し独立の調理室を設けないことは可能ですか。

Q 2 6) 新幼保連携型認定こども園については、園児の園児要録(仮称)の作成・保存が義務付けられていますが、0~2歳児についても園児要録への記載が必要となるのでしょうか。現行どおり児童票を作成することになるのでしょうか。

Q 2 7) これまで保育を必要としない3歳未満児について認可外部分で受け入れを行っていた認定こども園が、新制度移行後も認可外保育施設の最低基準の範囲内で施設型給付とは会計を切り分けることで、引き続き受け入れることは差し支えないのでしょうか。

Q 2 8) 処遇改善等加算について、現行の保育士等処遇改善臨時特例事業では法人の役員である**所長は対象外になっていますが**、学校法人が設置する認定こども園の園長の取扱いはどうなりますか。**【追記】**

Q 2 9) 認定こども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心こども基金(保育所緊急整備事業)により整備した幼保連携型認定こども園の保育所部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。
同様に、安心こども基金(認定こども園整備事業)により整備した幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。

Q 3 0) 認定こども園法の一部を改正する法律附則第 3 条による「みなし認可」を受けず、平成 27 年度から認定こども園が認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心こども基金（認定こども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業）により整備した幼保連携型認定こども園の幼稚園部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。同様に、安心こども基金（認定こども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業）により整備した保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。

Q 3 1) 市町村の利用調整の結果、別の園に利用決定となった保護者が、直接、認定こども園に申し込んできた場合や、市町村に申し込まずに直接、認定こども園に申し込んできた場合、入園を断っても応諾義務違反には問われないと考えてよいですか。【追加】

Q 3 2) 学校法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた場合に、どのような寄附行為の変更手続が必要ですか。また、既存幼稚園、既存保育所から移行する場合は、どうなるのでしょうか。【追加】

Q 3 3) 社会福祉法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた場合に、どのような定款の変更手続が必要ですか。また、既存幼稚園、既存保育所から移行する場合は、どうなりますか。【追加】

Q 3 4) 幼稚園や保育所では、長期間使用できる保証がある等の一定の要件を満たせば、園地、園舎等について、自己所有ではなく借用でも可とされていますが、幼保連携型認定こども園でも同様でしょうか。【追加】

Q 3 5) 既設認定こども園について、都道府県に届出をしている保育が必要な 3 歳未満の子どもの数、保育が必要な 3 歳以上の子どもの数、保育を必要としない 3 歳以上の子どもの数（認定こども園法第 4 条第 1 項第 3 号・第 4 号）と異なる利用定員を定めることは可能ですか。【追加】

Q 3 6) 現行では、乳児 4 人以上が利用する保育所に勤務する保健師又は看護師を、保育士とみなすことができるとされていますが、幼保連携型認定こども園における取扱いはどうなりますか。【追加】

Q 3 7) 市街化調整区域において、認定こども園に移行するために保育機能施設を建築する場合について、開発許可は認められますか。【追加】

Q 3 8) 認定こども園の普及を踏まえ、退職金団体の加入対象に保育所や認可外保育施設を

加えてもよいでしょうか。3歳未満児を担当する保育士も認めてよいでしょうか。【追加】

Q39) 公私連携幼保連携型認定こども園に移行を予定している公立幼稚園・保育所については、既存園から移行する場合に認められている経過措置の対象となりますか。【追加】

【小規模保育に関すること】 P. 39 ~

Q1) 小規模保育事業において、A型・B型・C型という3つのタイプが設けられたのは何故ですか。また、この3つのタイプごとの認可基準はどのような内容でしょうか。

Q2) 小規模保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、弁当持参や外部搬入は一切認められないのですか。

Q3) 小規模保育事業においては、連携施設を設けることが必要であると聞きましたが、連携施設の役割はどのようなものでしょうか。

Q4) 連携施設は1か所にする必要がありますか。複数の施設を連携施設として設定することは可能ですか。また、連携施設側が、複数の小規模保育事業の連携施設となることは可能ですか。

Q5) 小規模保育事業や家庭的保育事業において、連携施設を設定できない場合でも認可を受けることはできますか。

Q6) 地方単独事業で実施している認可外の保育施設（東京都の認証保育所など）は、連携施設として認められますか。

Q7) 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

Q8) 現在、実施されているグループ型小規模保育事業では、最大で15人（3グループ）までを限度に実施されているにもかかわらず、小規模保育事業C型の利用定員が10人以下とされているのは何故ですか。10人以下だとグループ型小規模保育事業からの移行が困難になりませんか。

Q9) 小規模保育事業を利用する子どもが3歳になったが、卒園後の受け皿が見つからない場合、引き続き、特例給付を受けて小規模保育事業を利用することは可能ですか。

【家庭的保育に関すること】 P. 43 ~

- Q 1) 現行の保育ママ制度は、新制度ではどのようになりますか。
- Q 2) 新制度の給付対象となる家庭的保育事業の職員の配置基準や設備などの基準はどのような内容ですか。保育従事者は保育士資格が必要ですか。
- Q 3) 家庭的保育を行う保育者や保育補助者に求められる研修はどのような内容ですか。
- Q 4) 家庭的保育における食事は、弁当持参は認められますか。自園調理を行わなければならないとすれば、保育者の負担が重くなることが懸念されますが、保育者とは別に調理員を置けるのでしょうか。

【事業所内保育に関すること】 P. 45 ~

- Q 1) 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。
- Q 2) 事業所内保育所全体の定員が20人以上であっても、地域型保育給付を受けることは可能ですか。
- Q 3) 複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。
- Q 4) 新制度の給付対象事業となる事業所内保育所においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、その調理施設（設備）として、社員食堂を活用することは認められますか。
- Q 5) 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どもも含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どものための給付と地域の子どものための給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。
- Q 6) 従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料よりも安く設定することは認められますか。
- Q 7) 年度途中に従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。

か。

Q 8) 大学が設置する事業所内保育所において、教員の子どもの他に、学生の子どもを受け入れている場合、学生の子どもは給付の対象となりますか。

Q 9) 事業所内保育所を従業員枠で利用する子どもに対する給付は、どこから受けられるのでしょうか。子どもが居住する市町村からでしょうか、それとも事業所内保育所が所在する市町村からでしょうか。

Q 10) 事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合、引き続き、事業所内保育事業を利用することは可能ですか。

Q 11) 事業所内保育事業について、業務委託契約を結んでいる者など、事業主が直接雇用していない場合も、従業員枠として利用できますか。

Q 12) 事業所内保育施設の場合、企業が別の事業者委託していることが通例ですが、その場合、認可を受ける事業者はどちらになりますか。

Q 13) 事業所内保育事業を、マンションの1室で始めたいと考えていますが、設置階に制限はありますか。【追加】

【居宅訪問型保育に関すること】 P. 49 ~

Q 1) 新制度に基づく給付の対象となる居宅訪問型保育事業の認可基準はどのような内容でしょうか。また、居宅訪問型保育事業の利用が認められるのはどのような場合ですか。保育認定を受ければ利用可能ですか。

Q 2) 居宅訪問型保育事業において、1人の保育者がきょうだいなど複数の子どもを預かることは可能ですか。

Q 3) 居宅訪問型保育事業において、食事を提供する必要はありますか。

Q 4) 居宅訪問型保育事業において、保育者を利用者の家庭に派遣するための交通費はどのような取扱いとなりますか。利用者から実費徴収すればよいのでしょうか。

Q 5) 居宅訪問型保育事業の利用対象児童については、家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準において、障害、疾病等の要件が示されていますが、これに当てはまるかどうかの判断は誰がどのように行うのですか。

【その他地域型保育事業に関すること】 P. 50 ~

- Q 1) 地域型保育事業（小規模、家庭的、事業所内、居宅訪問型保育）の保育料は、保育所を利用した場合と比べて高くなるのでしょうか。
- Q 2) 医療法人は、新たに市町村の認可事業となる小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を行うことはできないのでしょうか。
- Q 3) 地域型保育事業における給食については、連携施設からの搬入が可能とされていますが、連携施設が外部搬入している場合、外部搬入先からの搬入は認められますか。
- Q 4) 幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。
- Q 5) 認定こども園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。
- Q 6) 家庭的保育事業等の資産要件については、保育所と同程度のものまでが求められるものではないと思いますが、今後、具体的な取扱い方針が示されるのでしょうか。

【追加】

【一時預かり事業に関すること】 P. 52 ~

- Q 1) 子ども・子育て支援新制度では、一時預かり事業については、どのような内容の充実が図られるのですか。
- Q 2) 短時間の就労を理由とする一時預かり事業の利用において、その対象は、保育短時間認定の下限時間（48～64時間）に満たない就労者に限られるのですか。
- Q 3) 施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育の支援については、私学助成と一時預かり事業のいずれが優先するのですか。
- Q 4) 新制度移行後は、預かり保育は原則として一時預かり事業（幼稚園型）において実施することとなりますが、幼稚園型の補助単価はどうなりますか。

Q5) 一時預かり事業(幼稚園型)の仮単価について、長期休業期間も含め、通常単価(4時間分)が適用されるとのことですが、長期休業期間中については休日単価(8時間分)を適用することはできませんか。

Q6) 一時預かり事業の基本単価は4時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が4時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのですか。

Q7) 一時預かりの利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。

Q8) 私学助成での預かり保育と、市町村から委託を受けて行う一時預かり事業の違いはあるのでしょうか(現在の私学助成での預かり保育と全く同一のやり方で、一時預かり事業に移行することはできるのでしょうか)。

Q9) 幼稚園における非在園児の預かりはどうなりますか。非在園児を預かる場合であっても、対象を満3歳以上とすることは可能ですか。【追加】

Q10) 対象児童について、在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)となっていていますが、2号認定の子ども(特例給付の子ども)に対しても、一時預かり事業の対象となりますか。【追加】

Q11) 職員の配置については、幼稚園の学級を担当している教員とは別に専任の職員を配置する必要があるのでしょうか。学級の定員に余裕があり、配置基準を満たす場合は学級担任があわせて担当することは可能でしょうか。【追加】

Q12) 市町村が幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異(収入面で目減りする等)がある場合、経過措置で、現行の私学助成による預かり保育も選択可とのことですが、逆に「施設型給付」を受けない幼稚園(私学助成に残る場合)が「一時預かり事業」を受託する場合の条件はありますか。

【追加】

Q13) 「施設型給付」を受ける幼稚園が現行の私学助成による預かり保育を実施できる経過措置の条件として、現在、都道府県による私学助成の預かり保育を受けている園に限ることとのことですが、いわゆる102条園(個人立や宗教法人立等)も対象となりますか。

【追加】

Q 1 4) 利用者負担については、各市町村で設定し、国として一律の基準は設けないとされています。また、現状は各園の設定に委ねていることを踏まえると、私立については各園の設定に委ねることが想定されるとありますが、利用料については、実施する各園で設定するというのでよいでしょうか。【追加】

Q 1 5) 一時預かり事業（幼稚園型）に係る公費補助の上限額は、一時預かり事業（一般型）の上限額（年間延べ利用児童数に応じた基準額）を適用するというのでよいのですか。【追加】

Q 1 6) 現在、未就園児（2歳児）の受入れを行っており、園児（満3歳児）と同一のクラス編成を行っていますが、幼稚園で実施する一時預かり事業においても、2歳児を満3歳児と同じ部屋で預かることは可能ですか。【追加】

Q 1 7) 現在は私立幼稚園で、平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行する予定の施設において、現在、ほぼ毎日預かり保育を利用している幼児が多くいます。その幼児らが、平成27年度において、1号認定で預かり保育を利用するか、2号認定を申請するかは、保護者の選択によるということでしょうか。【追加】

Q 1 8) 一時預かり事業（幼稚園型）を実施しないA市の子ども（a）が、隣接するB市の幼稚園（b園）に入園している場合、b園の預かり保育を一時預かり事業（幼稚園型）で実施することとなった場合は、aの預かりに係る公費支援はどこが行うことになるのでしょうか。【追加】

【利用者支援事業に関すること】 P. 57 ~

Q 1) 利用者支援事業の創設に伴い、地域子育て支援拠点事業はどうなるのですか。

Q 2) 地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「地域支援」機能は利用者支援事業に引き継がれるのですか。

Q 3) 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

Q 4) 今後、利用者支援事業実施要綱以上に詳しい内容を国から示す予定はありますか。

Q 5) 子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業において、訪問型の子育て支援事業（いわゆる「ホームスタート」事業など）は実施できますか。【追加】

【放課後児童クラブに関すること】 P. 59 ～

- Q 1) 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。
- Q 2) 産業競争力会議において、放課後児童クラブを約30万人分拡充するとの発表がありました。今後どのように進めていくのでしょうか。
- Q 3) 小学校の余裕教室等の活用を進めるということは、放課後児童クラブ事業に民間事業者が参入しにくくなるのではないのでしょうか。
- Q 4) 基準省令で都道府県が行うこととされている放課後児童支援員の認定資格研修について、研修科目等の内容はいつごろ提示されるのでしょうか。また、ガイドラインの通知はいつごろ発出されるのでしょうか。【追記】
- Q 5) 放課後児童クラブの対象年齢が小6まで引き上げられましたが、小6まで受け入れなければならないのでしょうか。

【利用者負担に関すること】 P. 60 ～

- Q 1) 園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。
- Q 2) 現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは、新制度ではどうなりますか。
- Q 3) 保育料の多子軽減について、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合はどのようにカウントするのでしょうか。また、認定こども園を利用する場合、上の子は1号認定を受けて利用し、下の子は3号認定を受けて利用する場合はどうなるのでしょうか。
- Q 4) 新制度における多子軽減のカウント対象施設はどうなりますか。【追加】
- Q 5) 特例給付を受ける子どもの多子軽減のカウントの仕方はどうなりますか。【追加】
- Q 6) 私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。

Q 7) 上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。

Q 8) 月途中で入退所した場合の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園（又はその逆）など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。

Q 9) 公定価格の水準は、27～29 年度は各年度において変わり得るとのことですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年変わるのですか。

Q 10) 利用者負担額の切り替え時期はいつになりますか。

Q 11) 1号認定の子どもに係る給食費はどのように徴収すれば良いのでしょうか。

Q 12) 延長保育の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。

Q 13) 幼稚園の学則（園則）や幼保連携型認定こども園の園則において、保育料（基本負担額）や上乗せ徴収（特定負担額）、実費徴収といった利用者負担はどのように記載すれば良いのでしょうか。

Q 14) 「入園受入準備費」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。

Q 15) 入園に係る事務手続きに要する費用の徴収については、1号認定に関してのみ認められるのでしょうか。利用者にとっての分かりやすさ、説明のしやすさという観点から、2号・3号認定の手続きについても、事前に利用者からの同意を得た上で、費用の徴収することは認められますか。

Q 16) 上乗せ徴収を行う場合、市町村の許可や協議は必要ですか。

Q 17) 上乗せ徴収や実費徴収で保護者に支払いを求められることができる金額の上限はありますか。

Q 18) 1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。

Q 19) 私立幼稚園に係る低い利用者負担額設定に関する経過措置においては、第4・第5階層のみならず、第2・第3階層についても、市町村が定める利用者負担額よりも低額な利用者負担額を設定することは可能ですか。

Q 20) 子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園における給食代やスクールバス代に係る消費税は非課税になるのでしょうか。

Q 21) 施設・事業者が特定負担額（上乗せ徴収）や実費徴収の支払いを受けた場合の領収書は紙で用意する必要があるでしょうか。【追加】

Q 22) 以下のような場合に、施設型給付や利用者負担はどのような扱いになりますか。

- ① 教育標準時間認定の子どもの夏季休業中
- ② 母親の里帰り出産等による帰省中に当初の施設・事業所と異なる施設・事業所を利用する場合
- ③ 病気等で長期にわたって欠席する場合 【追加】

【利用定員・認可定員に関すること】 P. 68 ~

Q 1) 認可基準を下回らない範囲内であれば、年度当初から、利用定員を上回る受け入れを行うことは認められますか。

Q 2) 定員を超えて受け入れをしていますが、施設型給付費は支払われるのでしょうか。

【追記】

Q 3) 定員超過が連続する過去2年度間継続する場合には、公定価格の減額調整が行われるとのことですが、この2年間はいつの時点からカウントされるのでしょうか。

【追加】

Q 4) 利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。

Q 5) 利用定員は認可定員と一致させることが基本とのことですが、認可定員どおりに利用定員を設定した結果、利用定員総数（供給量）が利用見込総数（需要）を上回る、すなわち供給過剰になっても問題ないのでしょうか。こうした場合は、供給量を減らす必要はありますか。

Q 6) 定員超過の状況を踏まえ、認可定員及び利用定員を引き上げた後、需要の減少により利用人員が減少した場合、再び利用定員を引き下げることができますか。

Q 7) 利用定員は、年齢別に設定する必要がありますか。また、保育標準時間・短時間ごとに設定する必要がありますか。

【その他】 P. 71

Q 1) 処遇改善等加算において、職員が過去に勤務していた施設の勤続年数を通算するためには、どのような書類を用意すればよいでしょうか。【追加】

Q 2) 学校法人が幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設を設置する場合や、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）及び地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等）を実施する場合、寄附行為の変更は必要となるのでしょうか。【追加】